

徳島県少子化対応県民会議設置要綱

(設 置)

第1条 県民の参画を得て社会全体で少子化への対応を推進し、家庭や子育てに夢を持つことができる社会づくりのため徳島県少子化対応県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 少子化社会対策の推進に関する協議、検討を行い各種施策の推進に資すること
- (2) 少子化への対応に関し、広く県民に向けた情報発信を行うこと

(組 織)

第3条 県民会議は、委員25名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び別表に掲げる関係団体の推薦する者並びにその他必要と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(役 員)

第5条 県民会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 県民会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 別表に掲げる関係団体のうちから委嘱された委員は、やむを得ない理由があるときは、当該委員が委任する当該団体の職員を会議に出席させることができる。

(部 会)

第7条 県民会議に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 県民会議及び部会の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県民会議及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 1 この要綱は、平成12年6月22日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成16年1月28日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成23年2月28日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年7月1日以降に新たに委嘱される委員について適用する。

別表

(社福) 徳島県社会福祉協議会
徳島県民生委員児童委員協議会
徳島県子ども会連合会
徳島県学童保育連絡協議会
徳島県保育事業連合会
徳島県PTA連合会
(財) 徳島県婦人団体連合会
(社) 徳島県労働者福祉協議会
徳島県商工会議所連合会
徳島県児童心身障害施設協議会
徳島県市長会
徳島県町村会